

本資料は、外国企業が日本に会社等を設立する際に必要となる登記、査証、税制、人事・労務の各種申請様式について、その要点と記載事例等を示したサンプルです。本資料は、管轄省庁等が提供する正式な書式ではありませんので、実際に手続きを行う際には、専門家に相談、または、管轄省庁のウェブサイト等からダウンロードするなど、最新の正式な書式を入手してください。

本資料に関する管轄省庁：総務省

URL：<http://www.nenkin.go.jp/service/kounen/hokenryo-kankei/hoshu/20141104-01.files/0000002547.pdf>

なお、本資料で提供している情報は、ご利用される方のご判断・責任においてご使用下さい。ジェトロでは、できるだけ正確な情報の提供を心掛けておりますが、本資料で提供した内容に関連して、ご利用される方が不利益等を被る事態が生じたとしても、ジェトロは一切の責任を負いかねますので、ご了承下さい。

この届の提出日
算定基礎届は、原則として7月10日までに提出してください。

【ア】被保険者整理番号欄
健康保険被保険者証の番号順にプリントしてあります。

【イ】被保険者の氏名欄
氏名は、カタカナでプリントされる場合もあります。誤っている場合は、「氏名変更（訂正）届」（年金事務所等に用意してあります。）を提出してください。

【ウ】生年月日欄
明治生まれの人は「1」、大正生まれの人は「3」、昭和生まれの人は「5」、平成生まれの人は「7」を付してプリントされています。生年月日の数字が1桁の場合は、「01」というようにその数字の前に0を一つ付けてプリントされています。誤っている場合は、「生年月日訂正届」（年金事務所等に用意してあります。）を提出してください。

【エ】種別欄
被保険者が坑内員以外の男子には「1」、女子は「2」、坑内員のときは「3」、また厚生年金基金に加入しているときは、坑内員以外の男子は「5」、女子は「6」、坑内員のときは「7」とプリントされています。

【オカ】従前の標準報酬月額欄
算定基礎届を提出する時点で定められている当該欄の被保険者の標準報酬月額が千円単位でプリントされています。たとえば、500,000 円の人には「500」とプリントされています。健康保険と厚生年金保険では、標準報酬月額の上限及び下限が異なります。

本年7月1日現在の被保険者(6月1日以降に資格取得した人を除く)は、すべてこの届出の対象となります。対象となる被保険者の4月5月6月に支払われた報酬の額、平均額等を記入してください。なお、年金事務所等で入力処理された5月19日時点の被保険者については、氏名・生年月目・従前の標準報酬月額等がプリントされています。プリントされていない場合は記載されていない欄に追記してください。

健康保険 被保険者報酬月額算定基礎届
厚生年金保険

届書コード 225	処理区分 ※	届書	事務センター長 所 長	事務センター長 副 所 長	グループ長 所 長	担当者
事業所整理記号 01-000	社労士コード	算定基礎届通番 1				
被保険者整理番号 1	被保険者氏名 健保 一郎	生年月日 5-210527	種別 1	従前の標準報酬月額 650	従前の改定月・原因 23年 9月11	
報酬月額	通貨によるもの額	現物によるもの額	合計	平均額	修正平均額	備考
4月:31日	671,000 円		671,000 円	2,013,000 円	24年 9月	
5月:30日	671,000 円		671,000 円	671,000 円		
6月:31日	871,000 円		671,000 円			
5	健保 花子	5-240723	2	500	23年 9月11	
4月:31日	523,000 円		523,000 円	1,043,000 円	24年 9月	
5月:0日	0 円		—	521,500 円	5月休職	
6月:31日	520,000 円		520,000 円			
9	社保 一夫	5-420618	1	118	23年 9月11	
4月:16日	115,200 円		115,200 円	338,400 円	24年 9月	
5月:15日	108,000 円		108,000 円	112,800 円		
6月:1日	115,200 円		115,200 円		パート	
16	厚年 涼子	5-480830	2	200	23年 9月11	
4月:31日	236,000 円	6,900 円	242,900 円	709,500 円	24年 9月	
5月:30日	226,300 円	6,900 円	233,200 円	236,500 円	232,500 円	
6月:31日	226,500 円	6,900 円	233,400 円			
18	年金 大介	5-551205	1	300	24年 3月01	
4月:31日	215,600 円		215,600 円	826,200 円	24年 9月	
5月:30日	305,600 円		305,600 円	275,400 円	305,300 円	
6月:31日	305,000 円		305,000 円		平成24年3月26日取得	

平成 24年 7 月 6 日 提出

受付 付印

社会保険労務士記載欄

事業所所在地 〒 000 - 000 00市00町0-0-0

事業所名称 株式会社 0000

事業主氏名 代表取締役 0000

電 話 00 (0000) 局 0000 番

※印欄は、記入しないでください。
◎ 記入方法並びに印字されている数字の説明が裏面にありますので、よく読んで記入してください。

【ク】通貨によるもの額欄
4月・5月・6月中に通貨で支払われた報酬をそれぞれの月に記入してください。銀行振込み等による場合も同様です。給与だけでなく通勤手当等も報酬に含まれます。昇給がさかのぼったため昇給差額が支給されたときは、その額も合わせて記入し、「ツ備考」欄にその旨を記入してください。

【キ】現物によるもの額欄
4月・5月・6月中に食事、住宅、定期券など現の支給がある場合に、金銭に換算して記入し食事・住宅については、都道府県ごとの価額により算定した額を記入してください。
※平成24年4月1日から価額が改定されました。

【クサ】合計欄
各月の報酬の合計額を記入しますが、支払基礎日数17日未満の月があれば、その月は記入して横棒を引きます。ただし、短時間就労者の場合払基礎日数が15日以上の月の合計額を記入してください。

※短期労働者とはいわゆるパートイマーをいいます。

【クシ】支払基礎日数17以上の月の報酬月額の総計欄
支払基礎日数17以上の月の報酬の総計を記入してください。短時間就労者ですべての支払基礎日数が17日未満の場合は、15日以上の月の報酬の総計を記入してください。

【クセ】平均額欄
◎ 備「支払基礎日数17以上の月の報酬月額の総計」を、支払基礎日数17以上の月数で割った額を記入します。(1円未満は切り捨て)ただし、短時間就労者であってすべての月の支払基礎日数が17日未満の場合は15日以上の月の報酬の合計額を、その月数で割った額を記入してください。

【クソ】修正平均額欄
3月以前に昇給がさかのぼったため、4月・5月・6月中に差額分が含まれている場合は、差額分を除いた3か月分の平均額を記入してください。年間報酬の平均で算定することを申し立てる場合は、前年の7月から当年の6月までの間に受けた報酬の平均額を記入してください。※その報酬の支払対象となった期間の途中(途中入社月)から資格取得したことにより1か月分の給与が支給されない場合は、その給与支給月を除いた月の平均額を記入してください。

㊦「④ 支払基礎日数」欄

支払基礎日数とは、その支払い対象となった日数のことをいいます。
たとえば、月給者は暦日数、日給者は出勤日数を記入します。月給者で欠勤日数分だけ給与が差し引かれる場合は、就業規則等により定められた日数から欠勤日数を控除した日数を記入してください。
※この例では、毎月15日締切、当月25日払のため、4月は3月16日から4月15日までの「31日」と記入します。

【事業主の記名・押印】

事業所の名称等の記入及び事業主の押印をします。（事業主本人が自署した場合は押印は省略できます。）
届書が2枚以上になった場合には、最初の1枚に事業主の名称等の記入及び事業主の押印をし、残りの届書は記名だけでよく、事業主の押印は省略することができます。

㊦「㉞ 備考」欄

遡及支払額・昇（降）給差の月額・昇（降）給月、休職、一時帰休等の表示をします。
短時間就労者の人については、「パート」と記入してください。
年間報酬の平均で算定することを申し立てる場合は、「年間平均」と記入してください。※
その報酬の支払対象となった期間の途中（途中入社月）から資格取得したことにより1 か月分の給与が支給されない場合は、資格取得年月日を記入してください。

※年間報酬の平均で算定することを申し立てる場合は、別途、書類の提出が必要となりますので、詳しくは、日本年金機構ホームページ(<http://www.nenkin.go.jp>)をご確認いただくか、管轄の年金事務所にお問い合わせください。